令和2年瑞穂町教育委員会第6回定例会 会議録

令和2年6月25日瑞穂町教育委員会第6回定例会が瑞穂町役場に招集された。

- 1 出席委員は、次のとおりである。 1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君
- 1 欠席委員は、次のとおりである。 なし
- 1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。 教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君 ・学校教育課長 友野 裕之 君・ 教育指導課長 小熊 克也 君・教育指導課 統括指導主事 稲冨 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君 ・図書館長 町田 陽生 君 庶務係長(事務局) 鳥海 仁 君
- 1 本日の傍聴者 なし
- 1 本日の議事日程は、次のとおりである。 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第27号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第28号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について

日程第5 報告事項1 成人式(対象年齢等の検討)について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町教育委員会第6回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、4番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。報告については、別紙記載の通りです。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第27号、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題とします。 教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第27号については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため町立小・中学校を臨時休校としたこと により失われた授業時数を確保するため、令和2年度の夏季休業日を変更する必要があることから、瑞穂町公立

学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 1枚おめくりください。

休業日の変更は、令和2年度の夏季休業日のみの特例として実施するため、附則に特例に関する規定を追加します。

附則第2項では、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、夏季休業日を「8月8日から同月24日まで」と します。

附則として、この規則は公布の日から施行するものです。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第27号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第27号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第27号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第28号、瑞穂町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明 を求めます。

教育部長 議案第28号については、瑞穂町社会教育委員に欠員が生じているため、瑞穂町町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、笹井 鎮彦。住所・生年月日等は記載のとおりです。任期は令和2年7月1日から令和3年3月31日までです。

なお、笹井氏は、本年4月に開催の青少年委員会定例会で、同委員会の選出枠より選出される予定でしたが、 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月に初めて開催された同委員会で互選により選出されました。以 上、提案理由の説明とします。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、質疑を終結いたします。

求めるものです。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第28号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第28号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第5、報告事項1、成人式(対象年齢等の検討)についてを議題とします。教育部長より、説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、「成人式(対象年齢等の検討)について」別紙のとおり方針が決定しましたので、報告するものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長 1枚おめくりいただき、「定例会資料」をご覧ください。

「1経緯」ですが、わが国では、これまで、成年年齢は20歳とされていますが、民法が改正され、202 0年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。成人式は、時期や在り方に関して、法律による決まりは無いことから、対象年齢等は各自治体の判断に委ねられています。この時期に成人式の対象年齢を決定 することは、対象となる新成人者の着物の確保や美容院等の予約といった式典参加への準備を不安なく進められるようにするためです。

「2対象者の動向等」になります。内閣府が2018年11月、全国の16から22歳の若者を対象に成人式に関する調査をしたところ、年齢については、約7割が現状維持を希望していました。また、実施時期は、成人の日がある「1月」が63.4%でした。

その他、公益財団法人日本財団が2018年12月、全国の17から19歳の男女を対象に調査したところ、年齢については、「20歳」と答えた人は74.0%で最も多く、実施時期は、成人の日がある「1月」が63.4%でした。

次に、「3他自治体の状況等」ですが、既に20歳での開催を決定しているのは、多摩地区で記載の10自治体です。また、国ですが、市町村が検討する際の参考にしてほしいと、関係省庁で2018年秋から会議を開催しました。その際、呉服、写真館、美容室の業界団体やPTA団体、いち早く方針を決めた自治体などの意見を聞いてきました。そのほとんどの団体が「20歳の式」の継続を希望しています。

その他、18歳のおかれた現状として、受験や就職活動が忙しく、それに伴い家庭の出費も重なることや、成人式での振り袖やスーツを用意するのは負担が増えることも、これまでどおり20歳での開催に向けた判断 基準になっているようです。

「4結論」ですが、ご説明した1から3までの内容をもとに瑞穂町では、成人式の対象年齢は受験や就職活動や家計の負担を考え20歳での開催とし、時期は例年通り1月の第2日曜日とします。なお、名称については、今後決定します。

最後に「今後のスケジュール」ですが、広く広報をしてまいります。以上、説明とさせていただきます。 以上で説明は終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長

村上委員

意見になります。内容については、妥当だと思います。名称に関して今後検討していくとのことですが、瑞 穂町の子どもたちに相応しいものにしてほしいと思います。

鳥海教育長

その件につきましては、確かにその通りです。本日、報告事項として上程する前に、庁議にも諮っています。 その中で、民法改正により、成人というものが今まで20歳であったものが18歳に引き下げられことになり、 「成人式」という言葉は使えなくなります。「成人を祝う会」ですとか「20歳を祝う会」など、他自治体で名 称が決まっているところもあります。村上委員の意見も参考しながら、今後妥当なところに落ち着ける必要が あろうと考えています。

鳥海教育長

ほかにないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年 瑞穂町教育委員会第6回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時12分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員